公益社団法人藤枝法人会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、公益社団法人藤枝法人会(以下、「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益 及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤理事の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
 - 3 常勤理事には、役員賞与を支給することができる。
 - 4 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第2項に規定する退職 慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤理事に対する報酬総額(月例給与及び賞与)は、総会において決定した次の金額を限度として、理事会の決議において決定する。

常勤理事の年間報酬総額 6,000,000円

2 常勤理事に対する退職慰労金は、次の算式により算出した金額とする。

常勤理事の退職慰労金 報酬月額×在職年数×係数

3 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に 支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。 (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。 (公表)

第6条 本会は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2 0条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 本規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第 1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。